

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 9 号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
1	別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）				
	総務事務関係手数料			総務事務関係手数料				
	事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等	事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等
[略]				[略]				
	47 高圧ガス保安法 施行令第18条第2 項第3号の規定に 基づく高圧ガス保 安法第44条第1項 に規定する容器検 査又は同令第18条 第2項第4号の規 定に基づく同法第 49条第1項に規定 する容器再検査	[略]	(1) 温度零下50度以下の 液化ガスを充てんするた めの容器に係る容器検査 又は容器再検査 次に掲 げる容器の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額 ア～ウ [略] (2) 繊維強化プラスチッ ク複合容器又は圧縮天然 ガス自動車燃料装置用容 器（(1)に規定する容器 を除く。）に係る容器検 査又は容器再検査 次に 掲げる容器の区分に応じ 、それぞれ次に定める金		47 高圧ガス保安法 施行令第18条第2 項第3号の規定に 基づく高圧ガス保 安法第44条第1項 に規定する容器検 査又は同令第18条 第2項第4号の規 定に基づく同法第 49条第1項に規定 する容器再検査	[略]	(1) 温度零下50度以下の 液化ガスを <u>充填</u> するた めの容器に係る容器検査又 は容器再検査 次に掲げ る容器の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 ア～ウ [略] (2) 繊維強化プラスチッ ク複合容器又は圧縮天然 ガス自動車燃料装置用容 器（(1)に規定する容器 を除く。）に係る容器検 査又は容器再検査 次に 掲げる容器の区分に応じ 、それぞれ次に定める金	

額

ア～ウ [略]

エ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個 180円

オ [略]

(3) 高強度鋼容器((1)又は(2)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 内容積30リットル以上の容器 1個につき 220円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに 4円を加えた金額

イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個 220円

ウ・エ [略]

(4) その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定

額

ア～ウ [略]

エ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 1個 160円

オ [略]

(3) 高強度鋼容器((1)又は(2)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 内容積30リットル以上の容器 1個につき 210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに 3円を加えた金額

イ 内容積5リットル以上30リットル未満の容器 1個 210円

ウ・エ [略]

(4) その他の容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定

		める金額 ア～カ [略] キ 内容積1リットル未 満の容器 1個 <u>90円</u>	
[略]			
70 液化石油ガスの 保安の確保及び取 引の適正化に関す る法律第37条の4 第3項において準 用する同法第37条 の2第1項の規定 に基づく <u>充てん設 備</u> の所在地、構造 、設備又は装置の 変更の許可の申請 に対する審査	<u>充てん設 備変更許 可申請手 数料</u>	<u>19,000円</u> に変更に係る <u>充て ん設備</u> の数を乗じて得た金 額	
[略]			

別表第3 (第2条関係)

環境生活事務関係手数料

事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等
[略]			
2の4 [略]	[略]		

		める金額 ア～カ [略] キ 内容積1リットル未 満の容器 1個 <u>80円</u>	
[略]			
70 液化石油ガスの 保安の確保及び取 引の適正化に関す る法律第37条の4 第3項において準 用する同法第37条 の2第1項の規定 に基づく <u>充填設備</u> の所在地、構造、 設備又は装置の変 更の許可の申請に 対する審査	<u>充填設備 変更許可 申請手数 料</u>	<u>17,000円</u> に変更に係る <u>充填 設備</u> の数を乗じて得た金額	
[略]			

別表第3 (第2条関係)

環境生活事務関係手数料

事 務	名 称	金 額	指定試験 機関等
[略]			
2の4 [略]	[略]		
2の5 <u>土壌汚染対 策法第27条の2第 1項の規定に基づ</u>	<u>汚染土壌 処理業譲 渡譲受承</u>	<u>117,000円</u>	

<u>2の5</u> [略]	[略]
<u>2の6</u> [略]	[略]
<u>2の7</u> 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号） <u>第14条第2項</u> の規定に基づく許可証の書換え	[略]
<u>2の8</u> 汚染土壌処	[略]

<u>く汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査</u>	認申請手数料		
<u>2の6</u> 土壌汚染対策法第27条の3第1項の規定に基づく <u>く汚染土壌処理業の合併又は分割の承認の申請に対する審査</u>	汚染土壌処理業合併又は分割承認申請手数料	117,000円	
<u>2の7</u> 土壌汚染対策法第27条の4第1項の規定に基づく <u>く汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査</u>	汚染土壌処理業相続承認申請手数料	117,000円	
<u>2の8</u> [略]	[略]		
<u>2の9</u> [略]	[略]		
<u>2の10</u> 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号） <u>第17条第2項</u> の規定に基づく許可証の書換え	[略]		
<u>2の11</u> 汚染土壌処	[略]		

理業に関する省令第14条第2項の規定に基づく許可証の再交付			
[略]			
32 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	[略]	75,000円	
[略]			

別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
26の10 [略]	[略]		

理業に関する省令第17条第2項の規定に基づく許可証の再交付			
[略]			
32 使用済自動車の再資源化等に関する法律第70条第1項の規定に基づく破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	[略]	67,000円	
[略]			

別表第4（第2条関係）

保健福祉事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
26の10 [略]	[略]		
26の11 介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可	介護医療院開設許可手数料	63,000円	
26の12 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護	介護医療院変更許可手数料	33,000円	

26の11 [略]	[略]
[略]	

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
28 砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）	[略]	<u>37,700円</u>	
29 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）	[略]	<u>17,000円</u>	
[略]			

<u>医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）</u>	
26の13 [略]	[略]
[略]	

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]			
28 砂利採取法第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）	[略]	<u>33,900円</u>	
29 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）	[略]	<u>15,000円</u>	
[略]			

## 2 別表第1 (第2条関係)

## 総務事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
6 消防法第13条の 2第3項の規定に 基づく危険物取扱 者免状の交付	[略]	<u>2,800円</u>	
[略]			
8 危険物の規制に 関する政令第35条 第1項の規定に基 づく危険物取扱者 免状の再交付	[略]	<u>1,800円</u>	
9 消防法第13条の 3第3項の規定に 基づく危険物取扱 者試験の実施	[略]	(1) 甲種危険物取扱者試 験 <u>5,000円</u> (2) 乙種危険物取扱者試 験 <u>3,400円</u> (3) 丙種危険物取扱者試 験 <u>2,700円</u>	[略]
[略]			
12 消防法第17条の 7第1項の規定に 基づく消防設備士 免状の交付	[略]	<u>2,800円</u>	

## 別表第1 (第2条関係)

## 総務事務関係手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
6 消防法第13条の 2第3項の規定に 基づく危険物取扱 者免状の交付	[略]	<u>2,900円</u>	
[略]			
8 危険物の規制に 関する政令第35条 第1項の規定に基 づく危険物取扱者 免状の再交付	[略]	<u>1,900円</u>	
9 消防法第13条の 3第3項の規定に 基づく危険物取扱 者試験の実施	[略]	(1) 甲種危険物取扱者試 験 <u>6,500円</u> (2) 乙種危険物取扱者試 験 <u>4,500円</u> (3) 丙種危険物取扱者試 験 <u>3,600円</u>	[略]
[略]			
12 消防法第17条の 7第1項の規定に 基づく消防設備士 免状の交付	[略]	<u>2,900円</u>	

[略]			
14 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付	[略]	<u>1,800円</u>	
15 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	[略]	(1) 甲種消防設備士試験 <u>5,000円</u>	[略]
		(2) 乙種消防設備士試験 <u>3,400円</u>	
[略]			

[略]			
14 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付	[略]	<u>1,900円</u>	
15 消防法第17条の8第3項の規定に基づく消防設備士試験の実施	[略]	(1) 甲種消防設備士試験 <u>5,700円</u>	[略]
		(2) 乙種消防設備士試験 <u>3,800円</u>	
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、表2の項の改正部分は同年5月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第16条の規定に基づきされた介護医療院の開設の許可については、この条例による改正後の岩手県手数料条例別表第4の26の11の項の規定の例により手数料を徴収する。